

基本は、「型式認定」などと同様に、「基準」は「標準」で明示し、個別のプロダクツは申請者が申請により認定作業が開始され、その結果を「報告書」で公表すること、と整理したい。

記

1. 「スペクトル適合性確認結果報告書」は、JJ-100.01 標準の一部分ではない。
標準記載の手順により計算した、申請者の提案するシステムに関する適合性確認結果の「報告」である。
2. よって、当面、PSD の確認を申請した会員の申請名称を原則そのまま採用する。
ただし、もし明確に他者の商標権を使用している場合は変更を求めるが、商標権等 IPR 関係については申請者の責任であり、TTC は責任を負わない。
3. そのため、適合性確認結果を承認するときは SWG 議事録に、
申請者（＝ 当該システム適合性確認を提案する会員名）と申請のシステムを記録する。
4. 以下は池田の提案。
 - 4.1 JJ-100.01 の次回改版からは、D 章には、（ITU.T または TTC の）標準システムだけを記載する。
 - 4.2 非標準のシステムに対するスペクトル適合性確認は、当該のシステムの確認を求める会員が、当 SWG に申請し、所定の手続きにより確認されれば、その事実を、TTC の HP で公開する「スペクトル適合性確認結果報告書」に記載する。
「報告書」は規定にそって適宜更新する。
 - 4.3 「報告書」には、システムごとに「申請者（会員名）」を記載する。
システム名称、PSD 等は申請者の原則的に提案によるものとし、TTC は名称等その IPR に責任をもたない。
 - 4.3 複数の会員が連名で一つのシステムを申請し、名称の統一を図ってもよい。
あるいは関係者の合意により統一してもよい。
 - 4.4 第 2 版にある非標準についても、同じ扱いとし、改めて「申請者」を募る、いない場合は削除する。